

ミツヒロニュース 2012年9月号

夢を実現する第一歩のために



このお盆休み、しっかり充電をした光廣です。五日間の休みに沢山の本を読みました。志賀内泰弘氏著「なぜ、あの人の周りに人が集まるのか」には、会社経営を行うヒントが詰まっていたと思います。上限無く、とことん人を「思いやる」のです。昨日よりも今日。今日よりも明日。と、もっともっと「思いやる」のです。その心を育んでいる内に、信頼を得ることが出来るようになります。 光廣 昌史

今月のトピックス

- ◎非常用品と税務の取扱い
- ◎中小企業の
防災施設整備融資制度
- ◎5,000円以下の飲食費も
税務調査の重要ポイントに
- ◎イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(6)
「話し過ぎは禁物」
- ◎あとがき
夕焼けクルーズ

非常用品と税務の取扱い

9月1日は防災の日です。この時期は、台風などの災害が起きやすい時期でもあるため、防災対策の見直しをされる事業所も多いのではないのでしょうか。特に東日本大震災発生時には帰宅困難者が大勢いたことを受け、家庭だけではなく事業所でも非常用品を備蓄しているケースが増えているようです。

そこで今回は、非常用品に関する税務上の取扱いをお届けしたいと思います。

○費用それとも資産？

非常用の食糧品や軍手、ヘルメット、縄などの少額の備品を会社が備蓄した際、仕訳科目は何になるのでしょうか？費用（消耗品費）でしょうか、それとも資産（貯蔵品）でしょうか？

消耗品費と貯蔵品の分かれ目は、いつ事業の用に供したのかです。事業の用に供すれば消耗品費として費用（損金）となりますし、そうでなければ貯蔵品として資産計上しなければなりません。

それでは、これらの非常用品はいつの時点で事業の用に供したことになるのでしょうか？

○非常用品の税務上の取扱い

非常用品の税務上の取扱いについては、国税庁のホームページで公表されている「非常用食料品の取扱い」が参考になります。まず、こちらをご覧ください。

非常用食料品の取扱い

【照会要旨】

当社は、地震などの災害時における非常用食料品(長期備蓄用)としてフリーズドライ食品1万人分2,400万円を購入し、備蓄しました。このフリーズドライ食品は、酸素を100%近く除去して缶詰にしたもので、賞味期間(品質保証期間)は25年間とされていますが、80年間程度は保存に耐え得るものといわれています。このように長期間保存のきくものであっても、購入時の損金の額に算入して差し支えありませんか。

なお、当該食品の缶詰1個当たりの価格は、その中味により1,000円(150g缶)～6,000円(500g缶)です。

(注)従来のものは、その品質保証期間が2～3年であるため、当該期間内に取り替えています。その取替えに要する費用は、その配備時の損金の額に算入しています。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

【回答要旨】

備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額（消耗品費）に算入して差し支えありません。

（理由）

- 1 食料品は、繰り返し使用するものではなく、消耗品としての特性をもつものであること。
- 2 その効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は、減価償却資産（法人税法施行令第13条）又は繰延資産（法人税法施行令第14条）に含まれないこと。
- 3 仮に、当該食品が法人税法施行令第10条第6号（棚卸資産の範囲）に掲げる「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害時用の非常食は、備蓄することをもって事業の用に供したと認められること。
- 4 類似物品として、消火器の中味（粉末又は消火液）は取替え時の損金として取り扱っていること。

【関係法令通達】 法人税法施行令第10条第6号、第13条、第14条第1項第6号

法人税基本通達2-2-15

上記事例についてポイントとなるべきは、非常用品の税務上の取扱いは「**備蓄することをもって事業の用に供したと認められること**」にあります。これは、理由4にある消火器の中身について取替え時の損金として取り扱っていることと同じことといえるでしょう。消火器の中身を取替える＝備蓄する、ということになるからです。

なお、非常用品は一度そろえたからといって、そのままにしておくことはできません。定期的な中身の確認や数の確認、入れ替えの時期などを把握する必要があります。備蓄時点で損金にできるため、管理を疎かにしてしまわないように、注意しましょう。

我が社も、非常食料等の備蓄をしています。万が一、停電があった場合に備えて、36時間使用可能な非常用ローソク、乾電池で使用できる小型ランタン、保存期間5年の水、保存期間3年の缶に入ったパン、ビスケットなど。その他、地震の時に一番困ったと聞いた簡易トイレセットなど、スタッフが3日間過ごせるよう備えています。皆様も、出来ることから準備されては如何でしょうか。



中小企業の防災施設整備融資制度

先に非常用品について取り上げましたが、貴社の防災対策は万全でしょうか？企業の防災対策として、東日本大震災後に改めて注目を集めたBCP（事業継続計画）ですが、中小企業では策定している企業が少ないのではないかと思います。しかし、策定を検討している企業や関心を持っている企業は震災前に比べると増えている可能性があります。

また、策定しようにも策定方法が分からない企業もあるでしょう。こうした企業には、中小企業庁がサイト上で公開しているBCP策定ノウハウ（※1）が参考になります。このノウハウを使うことで、自社のBCPを策定することができます。まだBCPを策定していない企業は、ぜひ中小企業庁の情報などを参考に策定してみたいはいかがでしょうか。

なお、**BCPを策定し計画を進める中小企業向けに、融資制度が設けられています。**

以下にその概要を、中小企業庁の「平成24年度中小企業施策利用ガイドブック第2版」より紹介します。

防災施設整備融資制度（BCP融資）

中小企業BCP策定運用指針に則りBCPを策定している中小企業が、計画に基づいて施設整備を行う際に必要な資金の融資が受けられる制度です。

- 貸付限度額 : 7億2千万円
- 貸付利率 : 基準利率（ただし、2億7千万円を限度として特別利率）
- 貸付期間 : 20年以内（うち据置期間2年以内）
- 取扱金融機関 : 日本政策金融公庫（TEL：0120-154-505）
沖縄振興開発金融公庫電話（TEL：098-941-1795）

（※1）中小企業庁中小企業BCP策定運用指針 <http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

5,000円以下の飲食費も税務調査の重要ポイントに

税務調査では、様々な角度から適正な税の計算がなされているのかを確認されます。法人の交際費等の取扱いについても、会社代表者の個人的な費用を会社の交際費としていないか、本来税務上の交際費等として処理すべきものを処理していないものはないかなど、帳簿や領収書等の書類その他の資料等をもとに調べられます。1人あたり5,000円以下の飲食費（以下「5,000円基準」）を税務上の交際費等から除くことができる制度が導入されてから7年目。この制度の適用についても税務調査の重点確認項目になっています。

《5,000円基準とは》

飲食その他これに類する行為のために要する費用で、次の算式で計算した金額が5,000円以下であれば、税務上の交際費等から除くことができ、損金とすることができます（措法61の4③二、措令37の5①）。

$$\text{支出金額（円）} \div \text{参加人数（人）} \leq 5,000\text{円}$$

この場合における、5,000円基準のポイントは、次の通りです。

- ・ 出金額は、会社の経理方式によって消費税込か抜きか異なります。
例えば、税込み63,000円を支払った場合に、会社が消費税の経理処理について税抜き方式であれば60,000円が支出金額となり、税込み方式であれば63,000円が支出金額となります。
- ・ 支出金額は、総額で判断します。
例えば、1人2,000円ずつ徴収していたとしても上記支出金額は支払った総額を差し、徴収した金額を控除した残額ではありません。
- ・ 参加人数は、接待した相手先及び接待を行った社員等の合計です。
5,000円基準に見合うよう、接待を行った社員が参加人数を水増ししているケースが税務調査で発覚しているようです。このような行為は会社の不正行為とみられてしまう可能性もありますので、注意しましょう。

この5,000円基準の支出金額として該当するものは、取引先等社外の者を飲食接待等する場合のほか、これらの者によって飲食が想定される差し入れなどです。贈答品として贈る飲食物の詰め合わせ等は、飲食接待等に付随して支出した場合を除き、該当しません（措通61の4(1)-15の2）。このように、5,000円基準は社外の者への飲食接待等が前提であるため、例えば飲食であっても、役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出した費用については、適用されません（措法61の4③二）。

なお、5,000円基準を適用するためには、一定の書類の保存が必要です。実務としては、少なくとも日付、店名、金額等の記載のある領収書に参加者の氏名等及び参加者数を記載しておくことなどが求められます。

以上、飲食費の5,000円基準について取り上げましたが、交際費の税務上の取扱いについて、税務・会計セミナーで詳しく解説いたします。興味のある方は、是非ご参加ください。

～株式会社オフィスミツヒロ主催 そここが知りたかった「税務・会計セミナー」のお知らせ～

- テーマ： 「交際費の税務ポイントQ & A」
- 日 時： 2012年9月12日（水） 13:30～16:30
- 会 場： てらまちビュー空檜（12階）
- 参加費： 1,000円
- 講 師： 副所長・税理士 中山 昌実



シリーズ6. 「話し過ぎは禁物」

イザといつとき慌てない

税務調査の基礎知識

税務調査は通常、朝10時から始まります。そこでまず調査官は、世間話から切りだしてきます。「最近めっきり寒くなりましたね」「先日の地震の影響は大丈夫でしたか？」などなど。社長からすると、「前置きはどうでもいいから、早く税務調査を始めてくれよ！忙しいんだから」と思うでしょうが、調査官からすると、世間話も大事な税務調査のテクニックの1つなのです。

税務調査を喜ぶ社長はいません。ですから特に税務調査初日は、社長が調査官を警戒しているのが当然です。調査官も警戒されたままでは、社長が質問に対してまともに答えてくれるわけがありません。だからこそ、世間話をする事で、社長に心を開いてもらうことから始めるのが調査官のテクニックなのです。

社長も話すことに慣れてくると、調査官はどんどん話し込んでいきます。

調査官：「社長はゴルフが好きなんですか？」

社 長：「そうですね、まあたまに行きますかね。付き合いもありますし。」

調査官：「どれくらいのスコアでまわられるんですか？」

社 長：「うーん、最近はダメでやっと100切れるくらいかな～」

調査官：「月に何回くらいゴルフに行かれますか？」

社 長：「月に2、3回かな」

調査官：「プライベートでは誰と行ったりするんですか？」

社 長：「プライベートでは、仲の良い社長連中と行ってるよ」

調査官：「プライベートで行っているゴルフも会社の経費になってるんじゃないですか？」

社 長：「・・・」

これは非常に簡単な例ですが、社長が話し過ぎたことで、プライベートの経費を否認されてしまう典型例です。

では、「調査官の質問に対して無視をすればいいのでは？」と思われるかもしれませんが、これはダメです。税務調査は「受忍義務」があるので、質問には答えなければなりません。しかし、話し過ぎもダメなのです。

税務調査を受けるうえで大事なのは、「嘘は絶対に言うな。しかし、本当のことも言うな」これが鉄則なのです。

参考文献： ■MyKomonHP ■国税庁HP ■平成24年度中小企業施策利用ガイドブック第2版

相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、
相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？
弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか
相続税がどのくらいかかるのかを
無料で試算しています。
詳しくは、弊社担当者または財産承継グループに
お問い合わせください。

あしがき 和田です。オリンピックや中国、韓国との軋轢等々話題に事欠かないのですが、長くなりそうなのでここではローカルな話題を一つ取り上げたいと思います。僕が通勤で使っている江田島汽船のフェリーで「夕焼けクルーズ」なるイベントが行われているみたいです。僕からすると何のことはない沈む夕日をフェリーの上から眺めるだけなのですが、それがなかなか好評みたいで普段見かけない乗客が結構います。残念ながらこのニュースがお手元に届く頃にはイベントは終了しているのですが、弥山に沈む夕日は一見の価値があると思いますので、ドライブがてら江田島に寄られてみてはいかがでしょうか？

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

